

居宅介護支援における届出について（長泉町内居宅介護支援事業所の皆様へ）

➤居宅介護支援事業所の指定・更新・変更に係る届出について

- 新規・更新申請の場合…事業開始月、指定有効期間満了日の前々月の末までに提出
 - ※ 町に申請する場合は、手数料はかかりません。
 - ※ 指定更新時期に合わせて更新案内を通知いたします。
- 変更に関する届出…指定を受けた事項（※）に変更が生じた場合は変更のあった日から10日以内に提出

※＜厚生労働省令で定める事項が変更になった場合に届出を要する事項＞

- 1 事業所（施設）の名称
- 2 事業所（施設）の所在地
- 3 申請者の名称
- 4 主たる事務所の所在地
- 5 代表者（開設者）の氏名、生年月日、住所および職名
- 6 登記事項証明書・条例等（当該事業に関するものに限る。）
- 7 事業所（施設）の建物の構造、専用区画等
- 8 事業所（施設）の管理者の氏名、生年月日、住所および経歴
- 9 運営規程
- 10 介護支援専門員の氏名およびその登録番号

- 休止・廃止に関する届出…休止・廃止する日の1か月前までに提出
- 再開届に関する届出…再開する場合は、再開後10日以内に提出
 - ※ 「当該事業に係る居宅介護サービス計画費の請求に関する事項」に関する異動がある場合の『変更届出書』は不要となりました。ただし、『介護給付費算定に係る体制に関する届出書』や関連する添付書類の提出は従来通り必要となりますので算定を開始する時期に注意し、期日までに届け出をお願いします。

➤居宅介護支援事業における介護給付費算定に係る届出について

新たに加算を取得する場合、取得している加算を取り下げる場合は、介護給付費算定に係る体制等に関する届出が必要です。

- 毎月15日以前に届出⇒翌月から算定
- 毎月16日以降に届出⇒翌々月から算定
- ※ 特定事業所加算の取得希望される事業所においては、書類を確認させていただき、中身について地域包括支援センターと協議をさせていただきます。地域包括支援センターとの連携において、支援困難な利用者の紹介ができる事業所であるかどうかを確認し、総合的な意見を反映します。各地域包括支援センターには支援困難な利用者である場合には、その旨を事業所へ伝えてもらいますので、支援困難者であることを依頼された場合にはその旨を記録してください。

➤ 特定事業所集中減算に係る届出について

減算の有無に関わらず「特定事業所集中減算に関する届出書」を作成してください。事業所において5年保存が必要です。時期になりましたら、通知いたします。紹介率80%を超える場合には届出書を提出してください。

※ 紹介率80%を超える正答な理由がある場合は、「理由書」に必要事項を記載し、確認できる書類を添付し、提出してください。

- 提出期限 前期：9月15日
後期：3月15日



提出期限が土日祝の場合は、期限後の直近の開庁日までになります